

総合学習センターの利用について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3月2日(月曜日)より臨時休館としておりましたが、6月19日(金曜日)から、施設の利用を再開しています。

※利用にあたっては、利用人数を減らしていただく等「1 利用にあたってのお願い」をご覧ください。

1 利用にあたってのお願い

新型コロナウイルス感染症は、決して他人事ではなく、有効なワクチンや治療薬ができるまでは、引き続き感染防止に取り組む必要があります。総合学習センターの利用にあたっては、利用者の皆様一人ひとりが、自分のため、みんなのため、そして大切な人のため、感染しない、させない意識を持つことが大変重要です。

みなさまが安心してご利用いただけるよう、次のことにご協力をお願いします。

- 1 3つの「密」(密集、密接、密閉)を避けましょう。
- 2 マスクを着用してください。
- 3 密集を避けるため、利用人数は部屋の定員の半分以下としてください。
- 4 人との距離はできるだけ2m(最低1m)程度あけましょう。
- 5 大きな声を出す、呼気が激しくなる活動の場合は、より一層感染対策にご留意ください。
- 6 こまめに窓や戸をあけて換気をしましょう。
- 7 発熱や咳などの風邪の症状がある方は、来所を控えてください。
- 8 これまでの貸出物品は引き続き貸し出しますが、それ以外は各団体でご用意ください。(保育室の玩具や給湯室の茶器など一部お貸しできない物品があります。)
- 9 利用後は、部屋の清掃(机・椅子等の清拭)を行ってください。
- 10 利用前・利用後の「感染症対策チェックシート」のご記入に協力をお願いします。
- 11 当面の間、1階交流ラウンジなど共用部分の利用はできません。
- 12 活動終了後は、速やかに退所をお願いします。

感染拡大防止のため、現状ではこれまでと同様の施設利用が困難な状況にありますことを御理解ください。

2 利用制限を理由に予約を取消す場合について

以下の項目のすべてに該当する場合は、既に納付いただいた使用料を全額還付します。

- 1 利用日が令和2年9月1日以降
- 2 利用の申込み日が令和2年6月30日以前
- 3 「1 利用にあたってのお願い」を理由に利用を取消す場合

なお、上記のすべてに該当しない場合は、通常通りの還付率となります。

※ 令和2年8月31日までの利用分で、新型コロナウイルスの感染拡大防止を理由に利用を取消した場合は、100%還付としています。